

20歳を迎えられた皆さん、ご成人おめでとうございます。

国民年金はやがて、訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような方が一の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！



自分の将来のために 20歳からの国民年金

本庁住民税務課 電話 0994-22-3042
支所住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋社会保険事務所 電話 0994-42-5121

●国民年金の加入手続きは

お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口または社会保険事務所でお手続きください。

●毎月の保険料はいくら

国民年金の保険料は月額14,100円(平成19年度)です。又保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

●口座振替が便利でお得

口座振替にすると、保険料を納めに行く手間が省けるばかりか収め忘れから年金がうけられなくなることもありませんので、とても便利です。口座振替早割制度がお得です。

●保険料が払えない

20歳になられ、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、若年者納付猶予制度や学生納付制度を利用することができます。

「ねんきん特別便」について

平成19年12月から平成20年3月までに、ご本人の基礎年金番号に記録が結び付くと思われる方にお送りし、その後4月から10月までに、その他のすべての方々にお送りします。

- 1 住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。住所の変更・訂正はご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが、手続きをお願いします。
 - 国民年金第1号被保険者……役場年金係の窓口
 - 厚生年金加入者又は(国民年金第3号被保険者)……厚生年金加入者の方のお勤め先
 - 年金受給者……鹿屋社会保険事務所又は役場年金係の窓口
- 2 結婚等で名字が変わった方
 - 氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届出をお願いします。

年金相談所開設のお知らせ

日 時：平成20年1月22日(火) 午前10時から午後3時まで
場 所：錦江町中央公民館1階和室

あなたの厚生年金保険・国民年金などの年金に関するご相談に応じます。お気軽にご利用ください。年金手帳・年金証書・印鑑などをご持参ください。

住民税務課からお知らせ

住民税の住宅ローン控除

本庁住民税務課 電話 0994-22-3037
支所住民生活課 電話 0994-25-2511

①対象者
平成11年から平成18年までに入居した方で、住宅ローン控除

が所得税より大きく、住宅ローン控除額が所得税より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。
このため、平成19年分以降の所得税において住宅ローン控除の適用がある方のうち、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、平成20年度分以降の住民税(所得割)から、控除する調整措置が設けられています。

住宅控除を受けるには、毎年申告が必要です！

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除額

②申告方法
毎年3月15日(平成20年は3月17日)までに、住民税務課または住民生活課に備え付けの市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要があります。

③対象年度
平成20年度分から平成28年度分の住民税に適用されます。
平成19年度以降に入居した方は、住民税の住宅ローン控除の適用はありませんが、所得税において住宅ローン控除を受ける場合は、「従来の方式(期間10年)」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(期間15年)」の選択をとる特例措置が創設されています。

